



よう太のワーク「悪質自転車・安全講習」

／掲載日：2015年1月21日／紙面：山陽新聞朝刊／掲載：28ページ

●記事からさがそう。

※道交法…道路交通法

【見出し左のリード文と本文の最初の段落からさがそう。】

①改正道交法の一歩のポイントは何か？

()

②改正道交法はいつから施行（法律が実行）されるのか？

()

③何項目の違反を「危険行為」と定めたのか？ () 項目

④何年以内に何回以上違反をしたら、講習を受けるのか？

() 年以内 () 回以上

④改正道交法の狙いは何か？

()

酒酔い運転や携帯使用の事故…

自転車摘発2回で講習

6月から14危険行為が定める

悪質な自転車運転者に対し、安全講習の義務化を盛り込んだ改正道交法の施行令が20日、閣議決定された。6月1日施行。施行令は、酒酔い運転や信号無視など計14項目の違反を「危険行為」と定めた。所管する警察庁によると、3年以内に2回以上、摘発された違反者が講習を受ける。全国での対象者は年間数百人になる見通し。

事故を起こした際、携帯電話を使用していたケースも摘発の対象となり得る。事故を誘発する運転を危険行為として明文化し、運転者が「加害者」になる深刻

な事故を抑止するのが狙いだ。危険行為はほかに、一時停止や歩行者専用道での徐行運転義務の各違反、ブレーキのない自転車の運転、

歩道での歩行者妨害など。警察庁によると、危険行為をした運転者はまず、警察官から指導・警告を受け、従わない場合には、交通違反切符を交付される。2回

14項目の悪質運転危険行為

- 信号無視 ●通行禁止違反
- 歩行者専用道での徐行違反など
- 通行区分違反
- 路側帯の歩行者妨害
- 遮断機が下りた踏切への立ち入り
- 交差点での優先道路通行車の妨害など
- 交差点での右折車優先妨害など
- 環状交差点での安全進行義務違反など
- 一時停止違反
- 歩道での歩行者妨害
- ブレーキのない自転車運転
- 酒酔い運転
- 携帯電話を使用しながら運転し事故を起こしたケースなどの安全運転義務違反

以上の交付で講習の対象となり、受講しないと5万円以下の罰金が科せられる。講習は3時間。内容や方法は施行までに決める。自転車と歩行者や、自転車単独、自転車同士の事故は2003年、全国で1万4433件発生し、うち死亡事故は61件だった。だが13年には8141件で死亡事故は93件となり、死亡事故

が割合、件数とも増えている。

酒酔い運転や携帯使用の事故…

自転車摘発2回で講習

6月から14危険行為が定める

悪質な自転車運転者に対し、安全講習の義務化を盛り込んだ改正道交法の施行令が20日、閣議決定された。6月1日施行。施行令は、酒酔い運転や信号無視など計14項目の違反を「危険行為」と定めた。所管する警察庁によると、3年以内に2回以上、摘発された違反者が講習を受ける。全国での対象者は年間数百人になる見通し。

事故を起こした際、携帯電話を使用していたケースも摘発の対象となり得る。事故を誘発する運転を危険行為として明文化し、運転者が「加害者」になる深刻

な事故を抑止するのが狙いだ。危険行為はほかに、一時停止や歩行者専用道での徐行運転義務の各違反、ブレーキのない自転車の運転、

歩道での歩行者妨害など。警察庁によると、危険行為をした運転者はまず、警察官から指導・警告を受け、従わない場合には、交通違反切符を交付される。2回

以上で講習の対象となり、受講しないと5万円以下の罰金が科せられる。講習は3時間。内容や方法は施行までに決める。自転車と歩行者や、自転車単独、自転車同士の事故は2003年、全国で1万4433件発生し、うち死亡事故は61件だった。だが13年には8141件で死亡事故は93件となり、死亡事故

14項目の悪質運転危険行為

- 信号無視
- 通行禁止違反
- 歩行者専用道での徐行違反など
- 通行区分違反
- 路側帯の歩行者妨害
- 遮断機が下りた踏切への立ち入り
- 交差点での優先道路通行車の妨害など
- 交差点での右折車優先妨害など
- 環状交差点での安全進行義務違反など
- 一時停止違反
- 歩道での歩行者妨害
- ブレーキのない自転車運転
- 酒酔い運転
- 携帯電話を使用しながら運転し事故を起こしたケースなどの安全運転義務違反

が割合、件数とも増えている。

解答例

※道交法…道路交通法

【見出し左のリード文と本文の最初の段落からさがそう。】

①改正道交法の一歩のポイントは何か？

(悪質な自転車運転者に対して、安全講習の義務化を盛り込んだ点)

②改正道交法はいつから施行(法律が実行)されるのか？

(6月1日)

③何項目の違反を「危険行為」と定めたのか？ (14) 項目

④何年以内に何回以上違反をしたら、講習を受けるのか？

(3) 年以内 (2) 回以上

④改正道交法の狙いは何か？

((事故を誘発する運転を危険行為として明文化し、) 運転者が「加害者」になる深刻な事故を抑止するのがねらい)